

四條畷市心をつなぐ手話言語条例

(前文)

地域社会は人と人のつながりによって築かれ、育まれるものであり、言語でのコミュニケーションが欠かせません。言語は、考え、伝え合い、記録を残し、文化を創造するうえで使用されます。手話は、手や指、表情などを使って表現する言葉であり、長年ろう者の間で大切に使用されてきた言語です。

ろう者は、聞こえる人達と語り合い心をつないで、共に生きてゆける地域社会を築くことを長年願ってきました。しかし、地域、職場などあらゆるコミュニティで自分たちの言語である手話が通じず、集団の中で孤立しがちでした。言葉が通じないため、社会の一員として本来の能力を發揮し生き生きと暮らすことができませんでした。

聞こえる人たちも、ろう者の立場や辛さを知る機会がなく、手話を学ぶ場もなかったことから、互いに理解しあうことができませんでした。

その一方で、ろう者は自分たちの言葉として手話を使い、お互いの気持ちを理解しあい、知識を蓄え、文化を創造してきました。ろう者にとって手話は「生きる力」そのものです。

こうした中、2006年12月に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」及び2011年8月に改正された「障害者基本法」において「手話は言語である」と明文化されました。今後はこれまで以上に聞こえる人たちが手話に触れ、ろう者とのかかわる環境を整えることにより、誰もが参加できる地域社会を築くことが求められています。

これまで、四條畷市手話言語条例意見聴取会で、ろう者の生活や現状についての学習と意見交換を重ねてきました。市では、これらの視点を踏まえ、手話が言語であるとの認識を基に関連する施策を一層推進し、手話や聞こえないことへの理解を広げ、すべての市民が心をつなぎ豊かに暮らすことができる四條畷市をめざして、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に立ち、聞こえないことへの理解と手話を普及し、もって誰もが住みやすい地域社会を実現することを目的と

する。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障がい者をいう。聴覚障がい者には聴覚障がい児も含まれる。

(基本方針)

第3条 聞こえないことへの理解及び手話の普及は、ろう者が手話を使用する権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の市民が、互いに人格を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本方針に基づき、市民に手話への理解を促進し、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、ろう者の日常生活及び地域における社会参加の促進に寄与するように努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本方針に基づき、聞こえないこと及び手話に対する理解を深め地域社会で共に暮らす一員として、誰もが安心して豊かに暮らすことのできる地域づくりに協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本方針に基づき、聞こえないこと及び手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

(教育)

第7条 市は、児童、生徒及びその保護者、教職員などを対象とした学校教育や、市民全体を対象とした生涯学習の場において、聞こえないことや手話に対して理解を深めるために、手話を学ぶ機会や情報の提供に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、ろう者に関する計画を策定し、次に掲げる施策を推進する。

- (1) 聴覚障がい児への、手話の獲得に関する情報の提供と養育に関する相談、その機会を確保するための施策
- (2) 市民への、ろう者に関する理解及び手話の普及を図るための施策
- (3) ろう者への、情報保障を推進するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施策推進のための意見聴取)

第9条 市は、第8条に定める施策を検討するため、手話言語意見聴取会を設置する。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。